

## 博物館に相当する施設の指定に関する要綱

### (総則)

第1条 博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「法施行規則」という。）、その他法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (指定申請書等)

第2条 法施行規則第23条第1項の規定による大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定を受けようとする者は、指定申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 法施行規則第23条第2項第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類並びに当該方針の公表方法を示す書類
- (2) 資料の収集及び管理の方針を示す書類
- (3) 資料の目録
- (4) 展示、調査研究及び学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類
- (5) 職員に対する研修の実施計画又は実績を示す書類
- (6) 指定を受けようとする施設（以下「指定施設」という。）の事業に関する収支計画を示す書類
- (7) 館長の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類
- (8) 学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類
- (9) 館長及び学芸員に相当する職員以外の職員の名簿及び職務の分担を記載した書類
- (10) 組織図等の指定施設の運営を行う組織の態様を示す書類
- (11) 指定施設の事業に用いる建物及び土地の図面
- (12) 指定施設の事業に用いる建物及び土地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができること並びに当該権原に係る条件等を証する書類
- (13) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることを示す書類
- (14) 指定施設の規模等に応じ利用者の安全及び利便性に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類
- (15) 高齢者等指定施設の利用に困難を有する者の円滑な利用に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類
- (16) その他教育長が必要と認める書類

### (指定に係る体制に関する基準)

第3条 法施行規則第24条第1項第2号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。
- (2) 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。

- (3) 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(指定に係る職員に関する基準)

第4条 法施行規則第24条第1項第3号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- (3) 同条第1号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(指定に係る施設及び配置に関する基準)

第5条 法施行規則第24条第1項第4号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(指定要件欠如報告書)

第6条 法施行規則第25条の規定による報告は、指定要件を備えなくなった日から15日以内に、指定要件欠如報告書(第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(告示)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を大分県報により告示するものとする。

- (1) 法第31条第1項の規定による指定をしたとき
- (2) 法第31条第2項の規定による指定の取消しをしたとき。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。